

総合モニタリング計画改定の概要

令和4年3月30日
モニタリング調整会議事務局

1. これまでの経緯

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線モニタリングは、原子力災害対策本部の下に設置されたモニタリング調整会議において策定した「総合モニタリング計画」（平成23年8月2日決定、令和3年4月1日最終改定）に基づき、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等が連携して実施しているところ。

2. 総合モニタリング計画(案)修正点について

令和3年4月に決定された「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分にに関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）、最新の状況等を踏まえて以下の改定を行う。

(1) 「目的」の追加等

ALPS 処理水の処分に際しての風評影響の抑制を目的に追加。併せて総合モニタリング計画の目的として掲げられている項目のうち、重複を整理。

(2) 「役割分担」の文言修正

地方公共団体等、原子力事業者等の役割に関し、それぞれの主体性を明確化。

(3) 海域モニタリングの強化

基本方針に沿って、関係機関による海域モニタリングの強化・拡充、トリチウムの測点の追加等を追記。

3. スケジュール

3月30日 : モニタリング調整会議

4. 議長等構成員

- 議長 : 環境大臣
- 副議長 : 環境大臣政務官
- 事務局長 : 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官及び環境省水・大気環境局長
- 構成員 : 内閣府政策統括官（原子力防災担当）、内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐、内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局長補佐、警察庁警備局長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官、農林水産省農林水産技術会議事務局長、水産庁次長、資源エネルギー庁廃炉・汚染水・処理水特別対策監、国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官、気象庁次長、海上保安庁次長、防衛省統合幕僚監部総括官、福島県、東京電力ホールディングス株式会社、その他議長が必要と認めた者